

お問い合わせ先窓口一覧

●常総市役所 〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3 ☎0297-23-2111(代表)

●幸せ長寿課 ☎①23-2913、☎②23-2930			
介護保険室	管理係 ☎①	○介護保険に関すること	内線 4230・4231・4232
	認定係 ☎①	○介護認定に関すること	内線 4240・4241
	指導係 ☎②	○施設指導に関すること	内線 4220・4221
地域包括支援センター	支援係 ☎②	○高齢者の総合相談支援に関すること	内線 4210・4211
	在宅福祉係 ☎①	○高齢者福祉に関すること ○介護予防事業に関すること	内線 4260・4261・4262 内線 4252・4253
	介護予防係 ☎②	○要支援認定者のマネジメント業務に関すること	内線 4254・4255
休日・夜間高齢者相談窓口	☆休日・夜間対応の高齢者の総合相談		080-3400-6616
在宅医療・介護連携相談窓口	☆自宅で利用できる医療・介護の相談		☎38-8998
身近な高齢者の相談窓口 各地域の施設につながります 「介護保険を使いたい」 「急に介護が必要になった」 「介護の方法がわからない」 「もの忘れが気になる」 等の相談	☆水海道中学校区(常総市社会福祉協議会)		☎23-2233
	☆水海道西中学校(北)区(水海道西部病院)		☎24-1211
	☆水海道西中学校(南)区(ケアプランセンターはにかむ)		☎38-8101
	☆鬼怒中学校区(グループホーム香)		☎23-3011
	☆石下中学校区(訪問看護ステーションいしげ)		☎42-1105
☆石下西中学校区(グループホーム舞夢)		☎30-8283	
●常創戦略課 ☎23-2906	政策推進係	○予約型乗合交通に関すること	内線 3903
●生活環境課 ☎23-2919	交通・防犯係	○高齢者運転免許証自主返納支援事業に関すること	内線 4411
●社会福祉課 ☎23-2912	○生活保護に関すること		内線 4110・4111
	○生活支援に関すること		内線 4140
	○民生委員・児童委員に関すること		内線 4120・4121
	○障がい者(児)福祉に関すること		内線 4130・4131・4133
	○国民健康保険に関すること		内線 1210・1220
●健康保険課 ☎23-2910	○後期高齢者医療に関すること		内線 1250
	○マル福に関すること		内線 1251・1252
	○年金に関すること		内線 1230・1231
●保健推進課(常総市保健センター内) ☎23-3111	○母子保健に関すること		○献血・骨髄ドナーに関すること ○予防接種に関すること ○保健事業に関すること
	○感染症に関すること		
	○成人保健に関すること		
	○成人保健に関すること		

●石下支所 暮らしの窓口課
○業務全般にわたる受付 ☎44-7844 (代表)

●介護保険以外の関係機関など		
常総市社会福祉協議会	常総市新石下4365	☎30-8789
筑波キングス・ガーデン ケアハウス	常総市大生郷町1818-1	☎24-7435
ケアハウス よしの荘	常総市上蛇町1888-1	☎22-7716
ケアハウス さくら館	常総市馬場2245	☎43-8611
有料老人ホーム 常総千楽苑	常総市水海道山田町1543-3	☎38-6638
(社)シルバー人材センター	常総市水海道天満町2472	☎22-2588
つくば保健所	つくば市松代4丁目27	☎029-851-9287

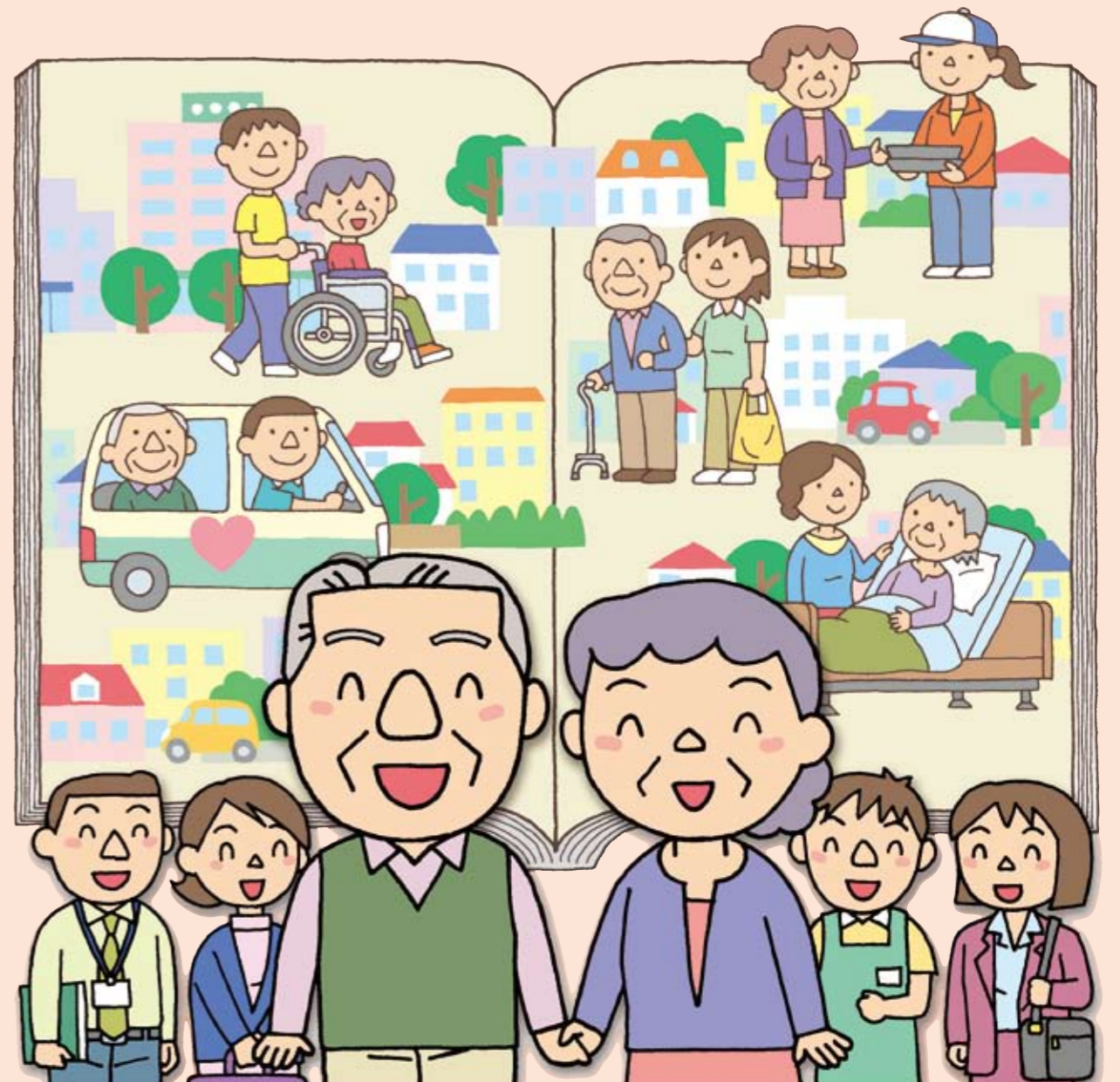
UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



禁無断転載©東京法規出版
KG011771-V16

いつまでもいきいきと暮らすために

みんなの介護保険 利用ガイドブック



常 総 市

介護保険制度のおもな改正ポイント

令和3年4月から

●介護保険料を据え置きました

第8期（令和3～5年度）の介護保険料を据え置きました。→8ページ

●介護報酬が変わりました

介護報酬が変わりました。そのため、サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わりました。→16、22、26ページ

●介護予防・生活支援サービス事業の対象者が追加されました

要介護1～5の認定を受ける以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。→31ページ

令和3年8月から

●高額介護サービス費等の上限額が一部変わります

高額介護サービス費等の「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変わります。→15、21ページ

●食費の基準費用額が変わります

施設を利用する場合に基準となる費用（基準費用額）のうち、食費の金額が変わります。→19ページ

●特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額が一部変わります

特定入所者介護サービス費等の利用者負担段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。→19ページ

も く じ

介護保険のしくみ

・みんなで支えあう制度です……4

介護保険料

・保険料は大切な財源です……6
・40歳以上65歳未満の人の保険料……7
・65歳以上の人の保険料……8

サービス利用の手順

・サービスを利用するまでの流れ……10

要介護1～5の人〈介護サービス〉

・介護サービスの利用のしかた……14
・介護サービス（在宅サービス）……16
・介護サービス（施設サービス）……19

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

・介護予防サービスの利用のしかた……20
・介護予防サービス……22

地域密着型サービス

・住み慣れた地域で生活続けるために……26

福祉用具貸与・購入、住宅改修

・生活する環境を整えるサービス……28

地域支援事業、その他のサービス

・介護予防・日常生活支援総合事業……30
・常総市の在宅高齢者福祉サービス……32
介護保険サービス事業所一覧……38
介護保険施設・事業所マップ……42
広告……44

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、常総市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

常総市（保険者）

介護保険制度の運営は、常総市が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



- 要介護認定の申請
- 保険料の納付

- 要介護認定
- 保険証の交付
- 介護保険負担割合証の交付



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

- 介護報酬の請求

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

- サービスの提供

- 利用料の支払い



介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請または基本チェックリストを受けます。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人



第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、常総市の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、常総市へ届け出が必要です。示談前に常総市幸せ長寿課・暮らしの窓口課へ連絡してください。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人（医療保険に加入している人）

サービスを利用できる人



第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、常総市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病

- | | | | |
|--|-----------------------------------|--|--|
| ● がん
<small>（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）</small> | ● 骨折を伴う骨粗鬆症 | ● 脊柱管狭窄症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 関節リウマチ | ● 初老期における認知症 | ● 早老症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症 | ● 多系統萎縮症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● およびパーキンソン病 | ● 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ● 両側の膝関節または
股関節に著しい変形を
伴う変形性関節症 |

■ 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■ 介護保険負担割合証が交付されます

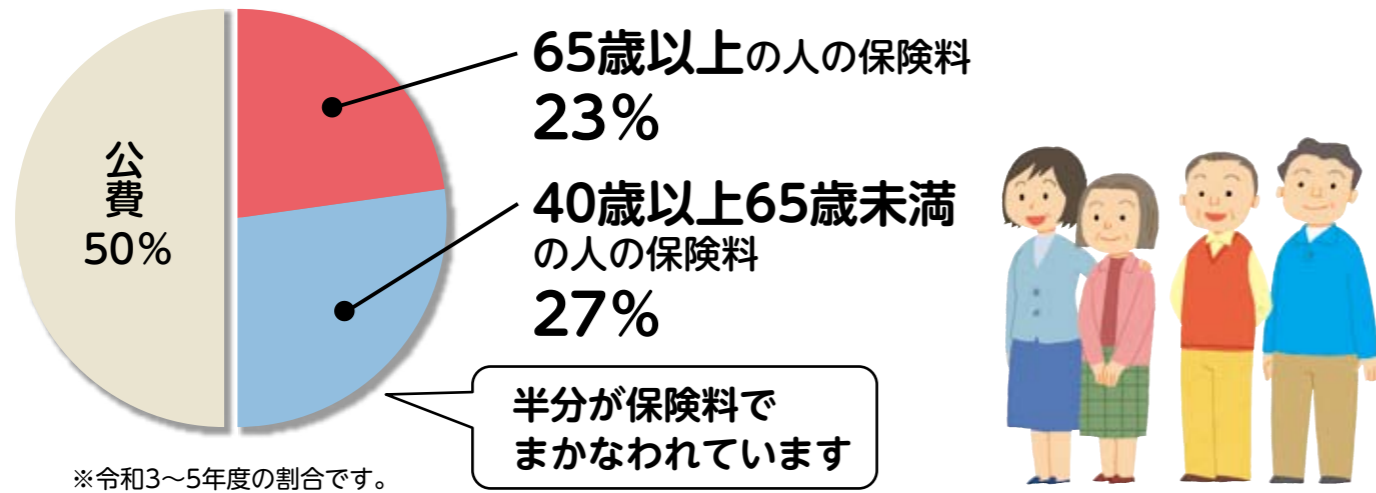
介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。適用期間は1年間（8月～翌年7月）で、毎年交付されます。



保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成（利用者負担分は除く）



保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割または4割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに常総市幸せ長寿課・暮らしの窓口までご相談ください。



40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料（介護分）は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 + 世帯の第2号被保険者数に応じて計算 + 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※保険料と同額の国庫からの負担があります。
※市区町村によって組み合わせが異なります。

納め方

医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、常総市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
(月額)

=

常総市の介護サービス総費用
のうち第1号被保険者負担分

÷ 12か月

÷ 12か月

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

令和3～5年度の介護保険料

令和3年4月からの介護保険料を据え置きました。

所得段階	対象者	負担割合	月額	年額
第1段階	●生活保護者を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.3	1,700円	20,400円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.45	2,600円	31,200円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.65	3,700円	44,400円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	5,000円	60,000円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×1.0	5,500円	66,000円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	6,600円	79,200円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	7,200円	86,400円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	8,200円	98,400円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	9,300円	111,600円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×2.0	11,000円	132,000円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.25	12,300円	147,600円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.5	13,700円	164,400円

※所得段階は市区町村によって異なりますので、保険料通知などで確認してください。

★老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の人 → 年金から差し引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢〈退職〉年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の人 → 納付書・口座振替

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
 - 預（貯）金通帳
 - 通帳届け出印
- これらを持って常総市指定の金融機関で
手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。



サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや常総市幸せ長寿課・暮らしの窓口課に相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 相談します

地域包括支援センターや常総市の窓口で、介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業など、どんなサービスを利用するか相談します。

介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

2 申請します

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、常総市の窓口にて要介護認定の申請をしてください。申請は本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証
(第2号被保険者の場合)

※このほか、本人や代理人の身元確認およびマイナンバー確認の書類等が必要です。

申請書には、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

2 基本チェックリストを受けます

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する人は、地域包括支援センターなどで基本チェックリストを受けます。基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる人には要介護認定の申請を案内します。
※40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定を申請し、要支援1・2と認定される必要があります。

一般介護予防事業のみ利用したい人

一般介護予防事業のみ利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はなく、65歳以上の人は誰でも利用できます。

3 認定調査が行われます

●認定調査

常総市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況などを調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)



●主治医意見書

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。



主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無 | ●排尿 |
| ●拘縮の有無 | ●排便 |
| ●寝返り | ●清潔 |
| ●起き上がり | ●衣服着脱 |
| ●座位保持 | ●外出頻度 |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達 |
| ●歩行 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●大声を出す |
| ●片足での立位 | ●ひどい物忘れ |
| ●洗身 | ●薬の内服 |
| ●視力 | ●金銭の管理 |
| ●聴力 | ●日常の意思決定 |
| ●移乗 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移動 | ●日常生活自立度 |
| ●えん下 | |
| ●食事摂取 | |

概況調査

特記事項

利用の手順

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーがいる事業者です。要介護認定の申請代行やケアプランの作成、サービス事業者との連絡や調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャー (介護支援専門員)

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

地域包括支援センター

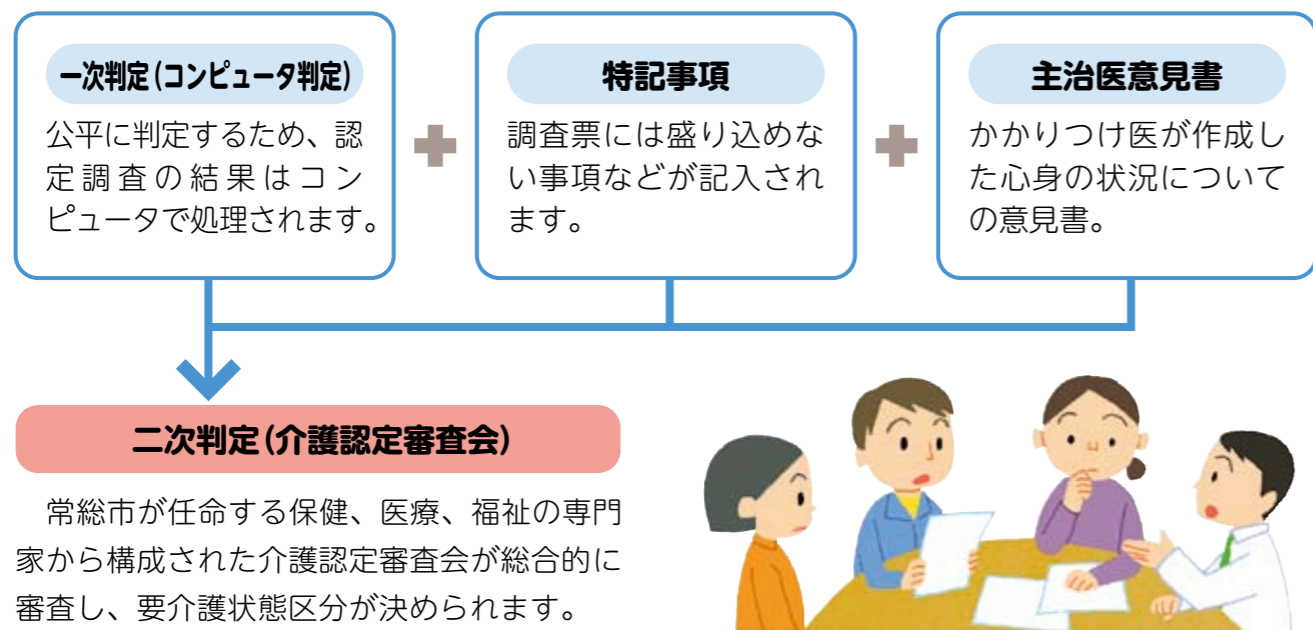
高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。



- 介護予防ケアマネジメント (自立した生活ができるよう支援します)
- 総合的な相談・支援 (何でもご相談ください)
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止 (みなさんの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの支援 (さまざまな方面から支えます)

4 審査・判定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に認定されます。

- **要介護1～5**→介護サービスが利用できます。
- **要支援1・2**→介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
- **非該当**→介護サービスや介護予防サービスは利用できません。
ただし、基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

👉 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として、新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

要介護状態区分

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護や要支援に当てはまらない人です。

基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

介護サービス
(介護給付)
が利用できます

14ページへ



利用の手順

介護予防サービス
(予防給付)
が利用できます

20ページへ



●要支援1・2の人は、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

介護予防・生活支援
サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)
が利用できます

30ページへ



※介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業は、65歳以上のの人なら誰でも利用できます。

介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら常総市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。
※利用するサービスによっては、サービス事業者でケアプランを作成します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。

4 サービスを利用

16ページへ



施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に向けたケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用

19ページへ



地域密着型サービスは [26ページへ](#)

福祉用具の利用は [28ページへ](#)

住宅改修の利用は [29ページへ](#)

「要介護1～5」と認定された人は、介護サービスを利用します。居宅介護支援事業者などに依頼して、利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



介護サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

●3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

●2割負担となる人

3割負担には該当しない人で、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●1割負担となる人

上記以外の人（住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担）

利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。**令和3年8月から** 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

●令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

●令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。→詳しくは25ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者に向けた「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

療養上の管理、ケアを受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合(月2回まで)	514円
----------------	------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	470円
病院または診療所から (30分未満の場合)	398円

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※送迎を含む。
※食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む。
※食費、日常生活費は別途必要です。

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

※日常生活費は別途必要です。



短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護
(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

病院での長期的な療養が必要

介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

生活の場で長期療養したい

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・居住費等・食費・日常生活費を利用者が負担します。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。令和3年8月から食費の基準費用額が変わります。

●基準費用額(1日あたり)

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,392円
2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	令和3年8月から1,445円

ただし、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。

●負担限度額(1日あたり)

令和3年8月から第3段階が細分化され、負担限度額のうち食費が一部変わります。

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から600円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人(令和3年7月まで)				650円	650円
	令和3年8月から 第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

⚠ 本人と配偶者(世帯分離している場合も含む)の課税状況や預貯金等の金額によっては、特定入所者介護サービス費等の対象になりません。

介護予防サービスの利用のしかた

1 介護予防ケアプラン作成を依頼

住んでいる地区を担当する地域包括支援センターに連絡します。

※地域包括支援センターについては11ページへ。
※利用するサービスによっては、サービス事業者で介護予防ケアプランを作成します。



2 地域包括支援センターの職員との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。



3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者などで検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランを作成します。



4 介護予防サービスを利用



22ページへ

4 介護予防・生活支援サービス事業を利用



※介護予防・日常生活支援総合事業のサービスです。通所型サービスや訪問型サービスなどを提供しています。

31ページへ

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

評価・見直し

地域包括支援センターは、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

介護予防地域密着型サービスは [26ページへ](#)

介護予防福祉用具の利用は [28ページへ](#)

介護予防住宅改修の利用は [29ページへ](#)

「要支援1・2」と認定された人には、地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。



介護予防サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな介護予防サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

2割負担となる人

3割負担には該当しない人で、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

1割負担となる人

上記以外の人（住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担）

利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護予防サービス費」として後から支給されます。 **令和3年8月から** 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

●令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

●令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。→詳しくは25ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

介護予防支援

地域包括支援センターで、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」については、31ページをご覧ください。



訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	852円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

療養上の管理、ケアを受けられるサービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合(月2回まで)	514円
----------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	450円
病院または診療所から (30分未満の場合)	381円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月)

共通的サービス ※送迎、入浴を含む。

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円



※食費、日常生活費は別途必要です。

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。また、組み合わせて利用することもできます。

運動器機能向上

理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援1	182円
要支援2	311円

※日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。



介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。



介護保険と医療保険の負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合は、合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額〈年額/8月～翌年7月〉

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護(介護予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス事業者に相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

「常総市の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、常総市で事業者を調査して指導します。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「国保連」に相談

常総市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。



住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 市区町村によっては実施していないサービスがあります。
- 【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費等は別途必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。



令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

●利用者負担のめやす(1日)

	従来型個室	多床室	ユニット個室 ユニット個室的多床室
要介護1	582円	582円	661円
要介護2	651円	651円	730円
要介護3	722円	722円	803円
要介護4	792円	792円	874円
要介護5	860円	860円	942円

※要支援1・2の人は利用できません。

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合) (単独型の場合)

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日) (ユニット数1の場合)

要支援2	760円
要介護1	764円
要介護2	800円
要介護3	823円
要介護4	840円
要介護5	858円

※要支援1の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●利用者負担のめやす

(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	1,025円/月
定期巡回サービス	386円/回
随時訪問サービス	588円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

◆訪問看護サービスを行う場合(一体型の場合)

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

※要支援1・2の人は利用できません。

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 車いす※ | ⑧ スロープ(工事をとみなわないもの) |
| ② 車いす付属品(電動補助装置など)※ | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台※ | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど)※ | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器※ |
| ⑤ 床ずれ防止用具※ | ⑫ 移動用リフト(つり具の部分を除く)※ |
| ⑥ 体位変換器※ | ⑬ 自動排泄処理装置★ |
| ⑦ 手すり(工事をとみなわないもの) | |

※印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
★の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

●利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額（15、21ページ参照）が適用されます。
用具の種類や事業者により金額は変わります。商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具販売 【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。
※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

●利用者負担について

いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて常総市に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、購入費のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を除いた金額が支給されます。

ご注意ください！
都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。

- ① 腰掛便座（補高便座含む）
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり等）
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分



小規模な住宅改修

事前と事後の申請が必要です！

住宅改修費支給 【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限として、費用の7～9割が支給されます。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

●洋式便器などへの便器の取り替え

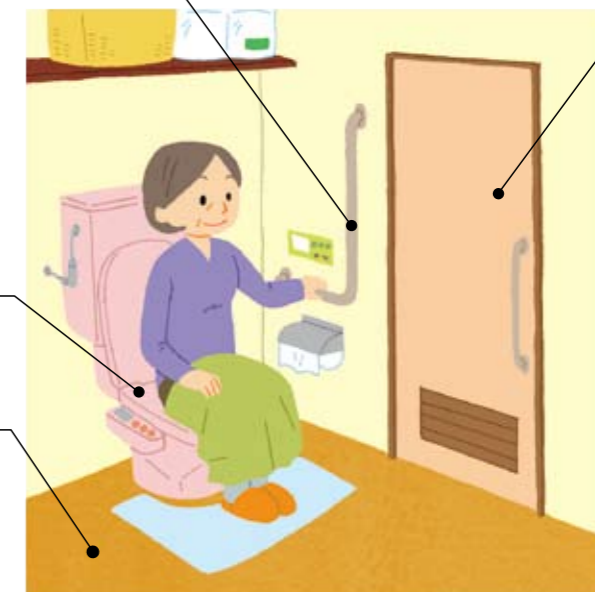
●段差の解消

●滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更

●利用者負担について

いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで常総市に申請すると、20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を除いた金額が支給されます。
引越した場や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

- 手すりの取り付け
- 引き戸などへの扉の取り替え



手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

常総市へ事前申請／常総市の確認

※許可が下りる前に着工した場合は対象外になります。

工事の実施・完了／支払い(全額)

常総市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります。

申請に必要な書類

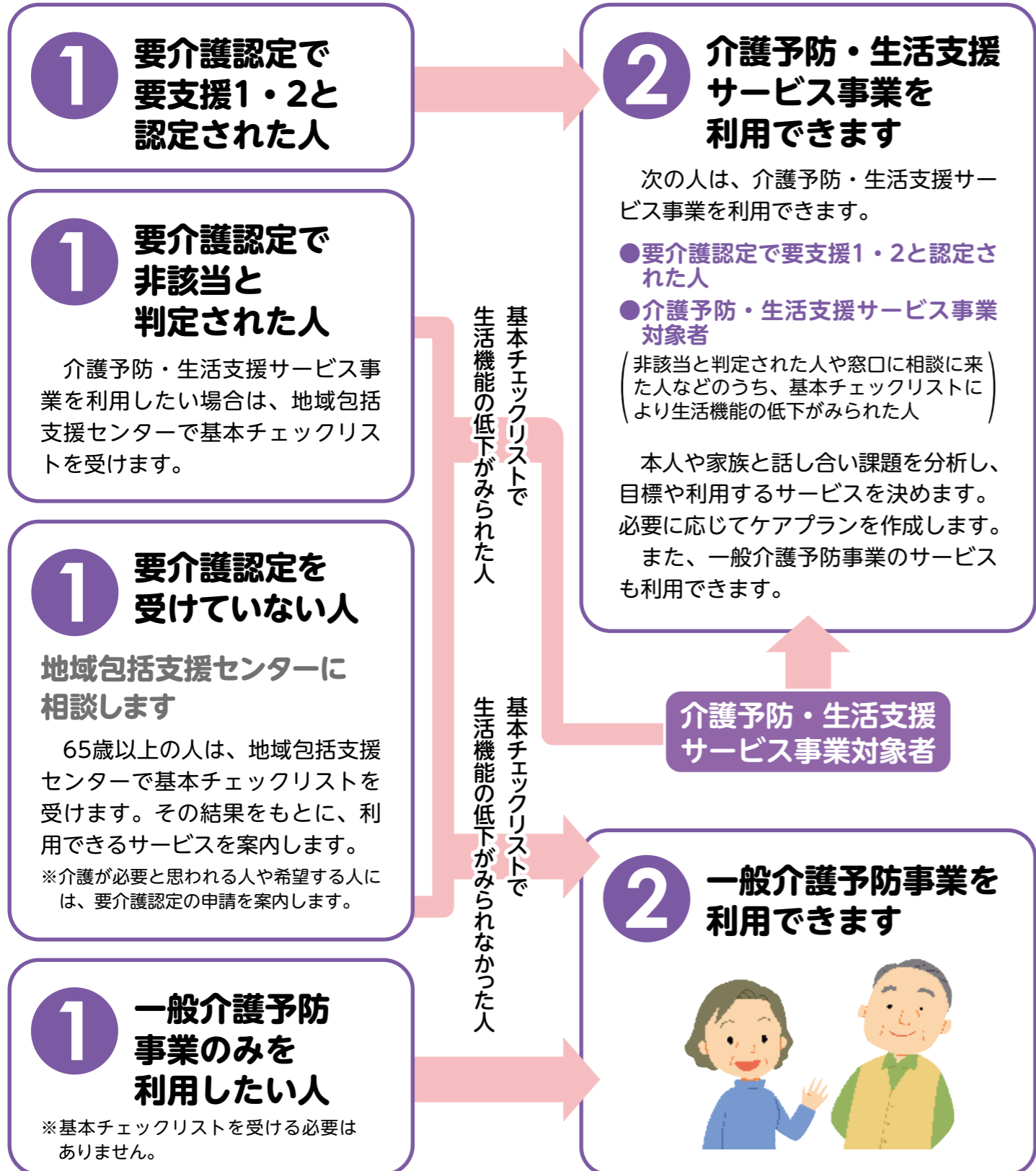
- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書（利用者宛のもの）
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーに作成を依頼します。
- 平面図
- 改修前の写真（日付入りのもの）
- 住宅の所有者の承諾書
（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）
- その他市が必要とする書類

提出に必要な書類

- 領収書（利用者宛のもの）
- 工事費内訳書
- 改修後の写真（日付入りのもの）

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、常総市が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。



生活機能とは…人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。

具体的な内容や費用などは、市区町村によって異なります。

3 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

※要介護1～5の認定を受ける以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

①訪問型サービス

■既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援



②通所型サービス

■既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- ボランティアなどによる住民主体の体操・運動の活動など自主的な通いの場の提供
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス

③その他の生活支援サービス

- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービスや通所型サービスと一体的に提供されるもの）



3 一般介護予防事業のサービスを利用

常総市や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。

一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できるサービスです。



地域支援事業
その他のサービス

常総市の在宅高齢者福祉サービス

事業内容は、令和3年度基準です。

1.地域支援事業

1)介護予防事業(幸せ長寿課)

介護が必要な生活状態となるのを防ぎ、高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する事業です。

常総市介護予防推進員制度(養成・活動支援)

介護予防推進員は、「いくつになっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていきたい」という思いで、地域の高齢者の住みよい暮らしを支えるボランティアです。ご自身の介護予防に努める活動から始まり、介護予防推進員が自らの得意分野を活かし、様々な活動ができるよう養成研修や活動支援を行います。



シルバークラブ活性化事業

介護予防活動の一環として、各シルバークラブに専門職を派遣し、ウォーキング講習や健康に関する講話等を実施することで、健康意識の向上とともに介護予防及び地域の活性化を図っていく事業です。

JOSO☆ハッピー体操

小さなお子さんから足腰等に痛みのある方まで、その時の体調や体力にも合わせて、同じ曲でいっしょに楽しめる市オリジナルの体操です。いきいき教室でも実施しておりますので、是非ご参加ください。

いきいき教室(事前予約不要)

公民館等で定期的を開催しています。介護予防に関する講話(認知機能低下予防、関節痛予防、栄養改善等)や介護予防体操を実践しながら紹介する介護予防教室です。

手芸や工作、ボードゲーム等のレクリエーションも実施しております。介護予防に関心のあるおおよね65歳以上の方であればどなたでも、何度でも参加いただけますので、お気軽に足をお運びください。

出前いきいき教室(要予約)

ご希望される会場に担当スタッフを派遣し、いきいき教室同様の予防教室を開催いたします。日程および詳しい実施内容につきましては、なるべくご希望に沿えるよう調整させていただきます。シルバークラブや仲よしグループの集まりでもご利用いただけますので、是非ご相談ください。(参加人数や会場・内容は、予約時に要相談)

2)任意事業(幸せ長寿課)

※各サービス毎に一定の支給要件があります。

高齢者見守りサポート事業

ひとり暮らしの高齢者等、急病などの緊急時に家族等の支援を受けることができない者に対し、緊急通報システムを貸与することにより、安否確認や健康相談及び緊急時の消防への通報を行います。



費用 月額1,870円(税込)
 ※75歳以上のひとり暮らしの方、障がい等がある方は無料
 ※貸与機種によっては、自己負担が発生する場合があります。

在宅介護支援紙おむつ等購入費助成

市内に居住する65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険料第1段階から第5段階に該当する要介護3・4・5(ただし要介護3については一定の要件を満たすもの)の方に、介護に必要な紙おむつ等の購入に要する経費の一部を助成します。

※交付決定月分からの助成となります。

利用回数 介護用紙おむつ、介護用尿とりパット
費用 月額2,500円で年額30,000円が限度(助成券2,500円×12枚)

家族介護教室

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の知識、技術取得のための教室を開催しています。

※日時、場所等は「広報じょうそうお知らせ版」、市ホームページ等によりお知らせします。

2.福祉サービス(幸せ長寿課関係)

※各サービス毎に一定の支給要件があります。

買い物代行サービス事業

外出を控えたい高齢者や日常生活用品の買い物ができる店舗まで外出することが困難な高齢者の代わりに、買い物を行うサービスを実施します。



対象者 65歳以上の方
利用者負担金 200円/回

移動スーパー運行事業

「買い物困難者」と呼ばれる高齢者を支援するため、日常生活用品や食品等の買い物が困難な地域に定期的に移動スーパーを運行します。

理髪サービス

65歳以上で要介護3・4・5の外出することが困難な在宅の高齢者の家庭に理美容師を派遣し、理髪サービスを行います。

派遣回数 年3回

助成額 年額9,000円（3,000円分の助成券×3枚）

はり・きゅう・マッサージ施術費助成

70歳以上の高齢者に、はり・きゅう・マッサージ施術に係る費用の一部を助成し、その健康保持と心身の安定を図ります。

利用回数 年2回

助成額 年額6,400円（3,200円分の助成券×2枚）

認知症総合支援事業

在宅の認知症の方に関する相談等のほか、若年性認知症の方の交流会や認知症カフェを実施しています。

※日時、場所は「広報じょうそうお知らせ版」、市ホームページ等によりお知らせします。

認知症高齢者等見守り事業

認知症等により行方不明となるおそれのある方に対し、居場所を知らせる機器の貸し出しや本人確認用のシール等を配布しています。

- 費用**
- ・位置情報端末機使用料 月額500円
※その他サービス利用に応じて別途自己負担が発生します。
 - ・本人確認用シールは無料です。

高齢者日常生活用具購入費助成

日常生活において支援を要する75歳以上の高齢者等で介護保険料第1段階から第8段階に該当する方に対し、日常生活用具の購入に係る経費の一部を助成しています。

①取扱品目 自動消火器・電磁調理器・火災警報器

助成額 実際の購入費用と品目ごとに定められた下記の助成額のうち低い額
 自動消火器：上限40,000円
 電磁調理器：上限17,000円
 火災警報器：上限6,000円（介護保険料段階に応じて助成額が変わります）
 ※購入前に申請が必要となります。

②取扱品目 シルバーカー

助成額 上限7,500円（介護保険料段階に応じて助成額が変わります）

※購入前に申請が必要となります。
 ※介護保険の要介護認定を受けていない高齢者で、歩行の際、常時つえ等を必要とする方が対象となります。

寝具洗濯乾燥消毒サービス

65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯であって寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の丸洗い及び乾燥消毒サービスを行います。

利用回数 年1回

費用 無料

介護職員初任者研修受講支援事業

常総市在住者で、家族を現に介護している方または家族介護の経験をお持ちの方が、介護職員初任者研修を受講した時の受講費用の一部を助成します。

※研修受講前に申請してください。

助成額 限度額30,000円

長寿をたたえる事業

当該年度内に満88歳、満100歳の誕生日を迎える方及び市内最高齢者に長寿をたたえるほう状と記念品を贈呈しています。

基準日 8月1日

介護保険利用者負担額助成事業

低所得者かつ生計が困難な方の在宅生活継続を支援するため、次のすべての要件を満たす方に対して、在宅サービス等（一部サービスを除く）の利用者負担額を助成します。

- 要件**
- ①市民税非課税世帯の方
 - ②年間収入額が150万円以下（世帯員1人毎に50万円を加算）
 - ③預貯金等が350万円以下（世帯員1人毎に100万円を加算）
 - ④日常生活に供する資産以外の資産を有していない方
 - ⑤市民税を課税されている方の扶養になっていない方
 - ⑥介護保険料の滞納がない方

利用者負担金 利用者負担額の25%
 ※在宅サービス等（一部サービスを除く）につきましては、お問合せください。

予約型乗合交通（常創戦略課）

鉄道や路線バスを補完し、市全域の移動手段を確保するため、予約型乗合交通「ふれあい号」を運行しております。通院や買い物など、ご自宅から目的地まで利用者を使い合いで送迎いたします。ご利用には、事前の利用者登録と利用券の購入が必要です。行き先は市内のみですので、市外への移動はタクシー等をご利用ください。

高齢者運転免許証自主返納支援事業（生活環境課）

自主的に運転免許証を返納した65歳以上の高齢者に対し、申請により1回限り、予約型乗合交通「ふれあい号」の利用券2万円分を交付します。

※申請期限は運転免許証を返納した翌日から6カ月以内です。

福祉タクシー券の交付（社会福祉課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

65歳以上で寝たきりの方または65歳以上のひとり暮らしで市外の病院に通院している方に、タクシーの初乗り料金を年間12回分助成します。また、重度の障がい者と難病患者等については、初乗り料金を年間24回分（人工透析療法を受けている方は年間48回分）助成します（自動車税の減免を受けている方は除く）。

※申請時期により助成回数が異なる場合があります。

特別障害者手当（社会福祉課）

精神または身体において著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要としながら在宅で生活をされている方に対して手当を支給します。障害者手帳を所持していない方でも申請することができます。受給には、障がいの状態や所得制限などの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

いばらき身障者等用駐車場利用証制度（社会福祉課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

いばらき身障者等用駐車場利用証制度とは、利用証を車のルームミラー等に掲げることにより、商業施設や公共施設等の車いすマークの駐車場を利用しやすくするために、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦の方などに対して利用証を交付する制度です。

介護マーク普及事業（幸せ長寿課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

「介護マーク」は、介護する方が、介護中であることを周囲に知らせることにより、誤解を防ぎスムーズに介護ができるようにするためのものです。



いばらき高齢者優待制度【シニアカード】（幸せ長寿課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

65歳以上の高齢者を対象に、積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止につなげ、高齢者を地域、企業、行政が一体となり支え合う社会の構築を目指します。詳しい内容はホームページ <https://senior.pref.ibaraki.jp> をご覧ください。

税金の控除

介護保険料や介護サービスの利用料などについて、所得税・住民税の所得控除が受けられる場合があります。

控除の種類	内 容																																																																																							
社会保険料控除	介護保険料として支払った額は、社会保険料控除の対象となります。																																																																																							
障害者控除・特別障害者控除	65歳以上の要介護認定を受けている方で「所得税、地方税法上の障害者控除」を受けようとする方に、申請により、「常総市障害者控除対象者認定規則」の第3条の基準に基づき障害者控除対象者の認定書を発行します。																																																																																							
医療費控除	介護保険サービスの利用料等（生計を一にする配偶者その他の親族の利用料等を含む）は、確定申告の際に医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知書を添付すると、保険金や高額介護サービス費などで補てんされる金額を除き、医療費控除の対象となります。																																																																																							
	<p>●医療費控除の対象となる費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護保険サービスの種類</th> <th>介護費用</th> <th>居住費</th> <th>食 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">居宅(a)</td> <td>訪問看護</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問リハビリテーション</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居宅療養管理指導</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所リハビリテーション</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>短期入所療養介護</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">居宅(b)</td> <td>訪問介護（生活援助中心型を除く）</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問入浴介護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域支援事業の訪問型・通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施設</td> <td>介護老人福祉施設</td> <td>半額</td> <td>半額</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所するための介助費用も対象となります。</p> <p>※△は○（施設を除く）と同じ月に併用した場合か、ケアプラン上に医療保険対象の訪問看護が含まれている場合のみ対象となります。 居宅（a）：医療系サービスとして医療費控除の対象となるもの。 居宅（b）：ケアプランに位置づけられた医療系サービスと併せて利用した場合に医療費控除の対象となるもの。 ※特別な居住費・食費は対象となりません。</p> <p>6か月以上、寝たきりの方のおむつ代で、治療している医師が発行した「紙おむつ使用証明書」のあるもの。ただし、この控除が2年目以降の方は、医師に代わって、常総市が医療費控除の証明書を発行できる場合があります。</p>		介護保険サービスの種類	介護費用	居住費	食 費	居宅(a)	訪問看護	○			訪問リハビリテーション	○			居宅療養管理指導	○			通所リハビリテーション	○		○	短期入所療養介護	○	○	○	居宅(b)	訪問介護（生活援助中心型を除く）	△			夜間対応型訪問介護	△			訪問入浴介護	△			通所介護	△			地域密着型通所介護	△			認知症対応型通所介護	△			小規模多機能型居宅介護	△			短期入所生活介護	△			定期巡回・随時対応型訪問介護看護	△			看護小規模多機能型居宅介護	△			地域支援事業の訪問型・通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	△			施設	介護老人福祉施設	半額	半額	半額	介護老人保健施設	○	○	○	介護医療院	○	○	○	介護療養型医療施設	○	○
	介護保険サービスの種類	介護費用	居住費	食 費																																																																																				
居宅(a)	訪問看護	○																																																																																						
	訪問リハビリテーション	○																																																																																						
	居宅療養管理指導	○																																																																																						
	通所リハビリテーション	○		○																																																																																				
	短期入所療養介護	○	○	○																																																																																				
居宅(b)	訪問介護（生活援助中心型を除く）	△																																																																																						
	夜間対応型訪問介護	△																																																																																						
	訪問入浴介護	△																																																																																						
	通所介護	△																																																																																						
	地域密着型通所介護	△																																																																																						
	認知症対応型通所介護	△																																																																																						
	小規模多機能型居宅介護	△																																																																																						
	短期入所生活介護	△																																																																																						
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	△																																																																																						
	看護小規模多機能型居宅介護	△																																																																																						
	地域支援事業の訪問型・通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	△																																																																																						
施設	介護老人福祉施設	半額	半額	半額																																																																																				
	介護老人保健施設	○	○	○																																																																																				
	介護医療院	○	○	○																																																																																				
	介護療養型医療施設	○	○	○																																																																																				

お問い合わせ先

幸 せ 長 寿 課 ☎23-2913

(税の詳細については)

総務部 税務課 ☎23-2907

常総市内の介護保険サービス事業所一覧

常総市内の事業者名称はあくまで通称です。

掲載している事業所名、電話番号以外でも対応している事業所もあります。

●は介護（介護予防、訪問型サービス又は通所型サービスを含む）サービスを、●は介護サービスのみ、●は介護予防サービス又は介護予防ケアマネジメントのみを提供している事業者です。

マップ番号	事業所名	住所	電話番号	居宅介護支援・予防支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	地域密着型通所介護※	通所リハビリテーション	短期入所生活介護・療養介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設	グループホーム	福祉職員貸与	福祉職員購入	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
1	筑水苑	水海道高野町671-1	25-1616	●					●			●	●					
2	そよ風	水海道天満町1785-1	20-1030	●					●						●			
3	常総市地域包括支援センター	水海道諏訪町3222-3	23-2930	●														
4	ツクイ常総水海道	水海道諏訪町3366-1	30-9970						●									
5	水海道さくら病院	水海道森下町4447	23-2223					●										
6	ひまわり	小山戸町28-1	23-2801	●					●									
7	ケア・オフィス	十花町446-1	30-0063													●	●	
8	きぬ医師会病院	新井木町13-3	22-8755	●		●				●								
9	ケアホーム なかお（香、華）	中妻町1023-2	23-3011						●							●		
10	よしの荘	上蛇町1888-1	22-7716	●					●			●	●		●			
11	リーフ（こころ、らくらく）	上蛇町8419	22-7332	●	●				●									
12	あいデイサービス常総豊岡	豊岡町乙1228-2	21-8004						●									
13	さくらんぼ	豊岡町乙3587	24-0505	●						●					●			
14	水海道西部病院	豊岡町丙685	24-1211						●									
15	コンパスウォーク常総	豊岡町丙2894-28	21-9470						●									
16	里の音	豊岡町丙3080-1	44-5671	●								●	●					
17	けんちの苑 水海道	豊岡町丙3264	24-5511	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
18	筑波キングス・ガーデン	大生郷町1818-2	24-5139	●	●				●			●	●					●
19	遙遙	羽生町1026-2	44-7711														●	
20	ショートステイ常総なごみ	大輪町1045-1	44-7531									●						
21	めぐる	花島町29-4	27-5775														●	
22	ふなもと	花島町146-1	38-7711	●						●								
23	葵の園 常総	菅生町1308-1	27-3311						●	●	●	●	●		●			
24	千の杜	菅生町1319-1	44-7085						●		●	●	●					
25	ケアプランセンター はにかむ	菅生町4733	38-8101	●														
26	よつば	本石下4808 コーポキムラ102	33-9293	●	●													
27	彩葉	新石下81-1	44-5326	●					●									
28	筑波メディカルセンター訪問看護ステーション いしげ	新石下3768	42-1105			●												
29	ウエルシア介護サービス常総	新石下3930-1	30-8313	●	●													
30	JA 常総ひかりデイサービスセンター ひまわり	新石下4365	30-8175						●									
31	健友リース	大房715-2	30-8008													●	●	
32	ラポール	館方1038	43-1050	●					●									
33	アネステイケアステーション	本豊田577-1	30-4755	●														
34	L・ハーモニー石下	原宿1155	44-6616	●					●		●	●	●					
35	デイサービス紫峰	国生1314-1	43-9257						●									
36	舞夢	古間木1054-4	30-8283	●					●						●			
37	つくば長寿の郷	大沢1994-6	30-8801									●			●			●
38	さくら館	馬場2245	43-8611											●	●			

※認知症対応型を含む

（令和3年4月1日現在）

市外の介護保険サービス事業所一覧

掲載している事業所は常総市以外の事業所の一部になります。

以下の事業所以外でも自由に事業所を選択することができます。

● 居宅介護支援事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	居宅介護支援事業所 かがやき	下妻市中居指199-1	0296-49-6071
下妻市	居宅介護支援事業所 しもつま	下妻市長塚82番地1	0296-44-7021
つくば市	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所	つくば市天久保1-1-1	029-855-6505
つくば市	美健荘居宅介護支援事業所	つくば市上郷1438-3	029-847-4194
守谷市	ツクイ 守谷	守谷市松前台4-10-1	0297-20-0267
守谷市	さとう居宅介護支援事業所	守谷市野木崎520-2	0297-21-1740
坂東市	医療法人 清風会 寿桂苑	坂東市沓掛4527-1	0297-44-2345
坂東市	長寿の里 居宅介護支援事業所	坂東市中里1213	0297-36-7373
つくばみらい市	ウエルシア介護サービスつくばみらい	つくばみらい市陽光台1-14-1	0297-20-7818
つくばみらい市	居宅介護支援事業所ケアワーカーズ	つくばみらい市古川840	0297-44-4589
つくばみらい市	スマイルケア指定居宅介護支援事業所	つくばみらい市福岡1330-4	0297-20-5512
八千代町	ひなた居宅介護支援事業所	結城郡八千代町菅谷2126-1	029-630-2660

● 訪問介護事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	有限会社 介護センターたんぼぼ	下妻市高道祖4605-1	0296-44-8821
下妻市	下妻社協ケアセンター	下妻市別府545	0296-44-6993
つくば市	ヘルパーステーション ぼらりす	つくば市上郷3621-4	029-893-2747
つくば市	きのさと	つくば市高良田398-2	029-865-7500
つくば市	訪問介護ステーションみどりの	つくば市台町2-4-1	029-836-3635
つくば市	訪問介護事業所株式会社ひまわり	つくば市安食2530-62	029-865-0514
坂東市	介護支援センター あさひ	坂東市幸田367	0297-36-0181
つくばみらい市	ウエルシア介護サービス つくばみらい	つくばみらい市陽光台1-14-1	0297-20-7818
つくばみらい市	スマイルケア指定訪問介護事業所	つくばみらい市福岡1330-4	0297-20-5512
つくばみらい市	あしたば訪問介護事業所	つくばみらい市陽光台4-9-3	0297-47-2080
八千代町	ビックママ訪問介護事業所	結城郡八千代町東原154-1	0296-49-1533
八千代町	ケアサービスひなた	結城郡八千代町菅谷2126-1	029-630-2660
境町	介護支援センター たんぼぼ	猿島郡境町伏木1227	0280-81-3083

● 訪問看護・介護予防訪問看護事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
土浦市	ブルメリア訪問看護ステーション	土浦市田中3-8-28	029-896-8481
下妻市	訪問看護ステーション たいよう	下妻市小島695-102	0296-45-7733
つくば市	つくば訪問看護ステーション	つくば市要1187-299	029-864-1212
つくば市	ルイダ訪問看護ステーション	つくば市二の宮3-3-2 ウエストアール101	029-859-8801
守谷市	(医)慶友会 訪問看護ステーション たんぼぼ	守谷市松並1630-1	0297-45-3540
守谷市	アネシス訪問看護ステーション	守谷市薬師台2-16-3	0297-21-1525
坂東市	訪問看護ステーション優善	坂東市辺田1141-9	0297-35-0555
つくばみらい市	みらい訪問看護ステーション	つくばみらい市陽光台2-1-3	0297-44-8868
つくばみらい市	訪問看護ステーション 紅白	つくばみらい市高岡112-11	0297-44-9807

● 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
取手市	すわっと	取手市米ノ井121-2	0297-84-1555
牛久市	ウエルシア介護サービス牛久	牛久市神谷5-1-1	029-871-5918
つくば市	ウエルシア介護サービスつくば	つくば市豊里の杜2-1-1	029-848-2008
つくば市	アースサポートつくば	つくば市みどりの1-31-7	029-839-9500
つくば市	ウィズ訪問入浴介護事業所	つくば市高野台2-12-2-105	029-879-5822
つくば市	アサヒサンククリーン在宅介護センターつくば	つくば市島名2298(諏訪C12-9)-001	029-836-3551

市外の介護保険サービス事業所一覧

●訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	介護老人保健施設しろかね 訪問リハビリテーション	下妻市下栗1217	0296-30-7066
つくば市	つくばケアセンター 訪問リハビリテーション	つくば市要76	029-877-1313
つくば市	(一財)筑波薺仁会 筑波学園病院訪問リハビリテーション	つくば市上横場2573-1	029-836-7992
つくば市	いちばら病院	つくば市大曾根3681	0298-64-0303
つくば市	プレミエール元気館 訪問リハビリテーション	つくば市谷田部6107-1	029-838-1919
守谷市	かねこ整形外科クリニック	守谷市立沢982-1	0297-34-0115
守谷市	守谷慶友病院	守谷市立沢980-1	0297-45-3311
つくばみらい市	みらい平クリニック	つくばみらい市陽光台3-138-7	0297-38-4023

●通所介護事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
取手市	デイサービスセンターシエロ 取手	取手市駒場4-5-22	0297-86-6631
つくば市	美健荘 通所介護事業所	つくば市上郷1438-3	029-847-4194
つくば市	ケアステーションあさひつくば	つくば市研究学園4-4-13	029-848-5170
つくば市	アドニスケアセンター	つくば市上郷8501-71	029-828-8351
つくば市	あいデイサービス	つくば市上郷1600-1	029-848-1050
つくば市	デイサービスなごみ	つくば市今鹿島5011	029-886-8671
つくば市	デイサービスセンター きらめき	つくば市上郷1428-7	029-847-8480
つくば市	燈社リハビリセンター	つくば市西平塚318-1	029-863-6886
守谷市	デイサービス優善	守谷市久保ヶ丘2-10-5	0297-44-6180
守谷市	ツクイ 守谷	守谷市松前4-10-1	0297-20-0267
守谷市	デイサービス あっとホーム	守谷市立沢1163-44	0297-38-7663
守谷市	デイサービスセンターやまゆりの郷	守谷市大山新田149-1	0297-45-2820
坂東市	デイサロン リハ&スパ	坂東市沓掛4347-1	0297-21-3466
坂東市	ケアガーデンすまいる	坂東市岩井4278-3	0297-34-0065
坂東市	デイサービスセンター 長寿の里	坂東市中里1213	0297-36-8080
つくばみらい市	ケアステージつくばみらい指定通所介護事業所	つくばみらい市東楢戸872-2	0297-38-6578
つくばみらい市	デイサービス さくらの里	つくばみらい市福岡3000-1	0297-44-9005
つくばみらい市	アプローズみらい平	つくばみらい市紫峰ヶ丘3-2-5	0297-34-1300

●通所リハビリテーション事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	老人保健施設 しろかね	下妻市下栗1217	0296-30-1811
つくば市	介護老人保健施設 つくばリハビリテーションセンター	つくば市大曾根3681	029-864-8300
つくば市	介護老人保健施設 つくばケアセンター	つくば市要76	029-877-1313
つくば市	介護老人保健施設なでしこ	つくば市水守2228-2	029-864-6565
守谷市	さとうデイケアリハビリテーションセンター	守谷市野木崎521-1	0297-21-1720
守谷市	通所リハビリテーション ダ・ジャーレ もりや	守谷市松並1630-1	0297-45-7733
坂東市	介護老人保健施設 きねぶち	坂東市長谷989-5	0297-47-3333
坂東市	医療法人 清風会 寿桂苑	坂東市沓掛4527-1	0297-44-2345
つくばみらい市	MED AGRI CLINIC つくばみらい	つくばみらい市伊奈東37-2	0297-38-8578
八千代町	介護老人保健施設 葵の園 八千代	結城郡八千代町大字新井115番1	0296-30-3700

●短期入所生活介護（療養介護）・介護予防短期入所生活介護（療養介護）事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
つくば市	介護老人保健施設 つくばケアセンター	つくば市要76	029-877-1313
つくば市	介護老人保健施設 プレミエール元気館	つくば市谷田部6107-1	029-838-1919
つくば市	ショートステイ「あいりレーつくば」	つくば市要273-1	029-877-3355
つくば市	ショートステイ フロンティア	つくば市上郷1600-3	029-893-5531
つくば市	特別養護老人ホーム 美健荘	つくば市上郷1438-3	029-847-4194
つくば市	ショートステイ アイリスコート	つくば市上横場字中台429-1	029-839-3131
つくば市	指定居宅サービス事業所もみじ	つくば市下河原崎西原729-1	029-848-3317
守谷市	(医)慶友会 短期入所療養介護 ダ・ヴィンチ	守谷市松並1630-1	0297-47-6002
守谷市	お泊りサービス 花きりん	守谷市立沢950-1	0297-20-0711
守谷市	短期入所生活介護事業所やまゆりの郷	守谷市大山新田149-1	0297-45-2820
守谷市	ショートステイみやびの里守谷	守谷市大柏600-1	0297-44-7212

地区	事業所名	住所	電話番号
坂東市	介護老人保健施設 きねぶち	坂東市長谷989-5	0297-47-3333
坂東市	医療法人 清風会 寿桂苑	坂東市沓掛4527-1	0297-44-2345
つくばみらい市	特別養護老人ホーム 雅荘	つくばみらい市福岡1199	0297-20-5525
八千代町	特別養護老人ホームフィオーレ	結城郡八千代町栗山229-1	0296-49-2966
境町	介護老人保健施設 夢彩の舎	猿島郡境町若林2269番地1	0280-33-7300
千葉県野田市	梅郷ケアセンターそよ風	千葉県野田市山崎1862	04-7126-2031

●福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
水戸市	フランスベッド株式会社 メディカル茨城営業所	水戸市見川町2131-992	029-305-5861
土浦市	株式会社ロングライフ 土浦営業所	土浦市沖新田40-5	029-841-2422
土浦市	株式会社日本ドライ 介護用品のスマイル 土浦営業所	土浦市神立中央5-25-2	029-830-0500
土浦市	アールイーライフ福祉用具相談所	土浦市永国1059-1-102	029-879-9490
土浦市	ケアスター	土浦市神立中央2-16-1	029-896-3561
石岡市	株式会社茨城福祉サービス	石岡市東光台4-9-3	0299-28-1829
下妻市	有限会社 さくら介護センター	下妻市大串851-1	0296-45-1606
下妻市	株式会社 豊光レンタル	下妻市樋橋201-1	0296-45-7356
つくば市	ダスキンヘルスレント茨城南ステーション	つくば市栗原2313	029-828-7773
つくば市	ウエルシア介護サービスつくば	つくば市豊里の杜2-1-1	029-848-2008
つくば市	パナソニック エイジフリーショップつくば	つくば市東光台4-19-7	029-828-8500
埼玉県三郷市	株式会社フロンティア 三郷営業所	埼玉県三郷市早稲田3-13-13	048-950-7172

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	特別養護老人ホーム 加養の里	下妻市加養493	0296-30-6191
下妻市	特別養護老人ホーム 千代川さくら館	下妻市五箇574	0296-30-1511
取手市	特別養護老人ホーム めぐみの杜	取手市稻29番1	0297-84-6155
つくば市	特別養護老人ホーム 美健荘	つくば市上郷1438-3	029-847-4194
つくば市	特別養護老人ホーム アイリスコート	つくば市上横場429-1	029-839-3131
つくば市	特別養護老人ホーム はなみずき	つくば市下原525-1	029-896-3022
つくば市	特別養護老人ホーム シニアガーデン	つくば市大曾根3690	0298-77-0203
守谷市	特別養護老人ホーム やまゆりの郷	守谷市大山新田149-1	0297-45-2820
坂東市	特別養護老人ホーム 長寿の里	坂東市中里1213	0297-36-8080
坂東市	特別養護老人ホーム 恵愛荘	坂東市沓掛337	0297-44-3320
つくばみらい市	特別養護老人ホーム 雅荘	つくばみらい市福岡1199	0297-20-5525
八千代町	特別養護老人ホーム フィオーレ	結城郡八千代町栗山229-1	0296-49-2966

●介護老人保健施設・介護医療院

地区	事業所名	住所	電話番号
土浦市	介護老人保健施設 常総の郷	土浦市荒川沖6-110	029-843-5580
下妻市	介護老人保健施設 しろかね	下妻市下栗1217	0296-30-1811
取手市	医療法人 西秀会 にしまぎ介護医療院	取手市戸頭1-8-21	0297-78-3365
つくば市	介護老人保健施設 そよかぜ	つくば市上横場2573-1	029-836-0517
つくば市	介護老人保健施設 つくばケアセンター	つくば市要76	029-877-1313
つくば市	介護老人保健施設 なでしこ	つくば市水守2228-2	029-864-6565
つくば市	介護老人保健施設 プレミエール元気館	つくば市谷田部6107-1	029-838-1919
つくば市	介護老人保健施設 ひまわり	つくば市高崎1008	029-871-5749
守谷市	介護老人保健施設 アイケア	守谷市小山318-5	0297-38-6767
守谷市	介護老人保健施設 ダ・ジャーレ もりや	守谷市立沢980-1	0297-20-6616
坂東市	介護老人保健施設 きねぶち	坂東市長谷989-5	0297-47-3333
坂東市	医療法人 清風会 寿桂苑	坂東市沓掛4527-1	0297-44-2345
八千代町	介護老人保健施設 葵の園・八千代	結城郡八千代町新井115番1	0296-30-3700

居宅介護支援事業所

- ① 筑水苑
- ② そよ風
- ③ 常総市地域包括支援センター
- ⑥ ひまわり
- ⑧ きぬ医師会病院
- ⑩ よしの荘
- ⑪ リーフ（こころ、らくらく）
- ⑬ さくらんぼ
- ⑬ 里の音
- ⑬ けんちの苑 水海道
- ⑬ 筑波キングス・ガーデン
- ⑬ ふなもと
- ⑬ ケアプランセンター はにかむ
- ⑬ 彩葉
- ⑬ ウエルシア 介護サービス常総
- ⑬ ラポール
- ⑬ L・ハーモニー石下
- ⑬ 舞夢

訪問介護事業所

- ⑪ リーフ（こころ、らくらく）
- ⑬ けんちの苑 水海道
- ⑬ 筑波キングス・ガーデン
- ⑬ よつば
- ⑬ ウエルシア介護サービス常総
- ⑬ アネステイケアステーション

訪問看護事業所

- ⑧ きぬ医師会病院
- ⑬ けんちの苑 水海道
- ⑬ 筑波メディカルセンター 訪問看護ステーション いしげ

訪問リハビリテーション事業所

- ⑤ 水海道さくら病院
- ⑬ けんちの苑 水海道

短期入所生活介護・療養介護事業所

- ① 筑水苑
- ⑩ よしの荘
- ⑬ 里の音
- ⑬ けんちの苑 水海道
- ⑬ 筑波キングス・ガーデン
- ⑬ ショートステイ常総なごみ
- ⑬ 葵の園 常総
- ⑬ 千の杜
- ⑬ L・ハーモニー石下
- ⑬ つくば長寿の郷

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ① 筑水苑
- ⑩ よしの荘
- ⑬ 里の音
- ⑬ 筑波キングス・ガーデン
- ⑬ 千の杜
- ⑬ L・ハーモニー石下
- ⑬ さくら館

介護老人保健施設

- ⑬ けんちの苑 水海道
- ⑬ 葵の園 常総

通所介護事業所

- ① 筑水苑
- ② そよ風
- ④ ツクイ常総水海道
- ⑥ ひまわり
- ⑩ よしの荘
- ⑫ あいデイサービス常総豊岡
- ⑫ コンパスウォーク常総
- ⑬ けんちの苑 水海道
- ⑬ 筑波キングス・ガーデン
- ⑬ JA常総ひかりデイサービスセンター ひまわり
- ⑬ L・ハーモニー石下

地域密着型通所介護

- ⑨ ケアホーム なかお（香、華）
- ⑪ リーフ（こころ、らくらく）
- ⑬ さくらんぼ
- ⑬ ふなもと
- ⑬ 千の杜
- ⑬ 彩葉
- ⑬ ラポール
- ⑬ デイサービス紫峰
- ⑬ 舞夢

通所リハビリテーション事業所

- ⑧ きぬ医師会病院
- ⑬ 水海道西部病院
- ⑬ けんちの苑 水海道
- ⑬ 葵の園 常総

グループホーム

- ② そよ風
- ⑨ ケアホーム なかお（香、華）
- ⑬ さくらんぼ
- ⑬ 遙遙
- ⑬ めぐる
- ⑬ 舞夢
- ⑬ つくば長寿の郷
- ⑬ さくら館

福祉用具購入事業所

福祉用具貸与事業所

- ⑦ ケア・オフィス
- ⑬ 建友リース

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

- ⑬ 筑波キングス・ガーデン
- ⑬ つくば長寿の郷

身近な高齢者の相談窓口

- 常総市社会福祉協議会（水海道事務所）
- ⑨ ケアホームなかお
- ⑬ 水海道西部病院
- ⑬ ケアプランセンターはにかむ
- ⑬ 筑波メディカルセンター 訪問看護ステーション いしげ
- ⑬ L・ハーモニー石下
- ⑬ 舞夢



常総市シルバー人材センター

会員募集

- 一般作業分野…除草・草刈り、屋内外清掃・軽作業
- 事務分野…受付事務・伝票整理、毛筆筆耕・宛名書きなど
- 折衝・外交分野…販売員・店番など
- 管理分野…施設管理・倉庫管理など
- 技能分野…植木剪定、障子・襦袢張り・網戸張替え、大工仕事など
- サービス分野…家事援助(買い物代行)、その他高齢者に向けた業務

公益社団法人
常総市シルバー人材センター
TEL 0297-22-2588

「楽しみ」「生きがい」
作りのお手伝い

福祉に・ずっと・まっすぐ

ツクイ

見学・無料体験受付中!

ツクイ常総水海道

〒303-0021 茨城県常総市水海道諏訪町3366-1
営業時間 8:30~17:30 FAX:0297-30-9971
お問い合わせ **0297-30-9970**

ツクイ <https://www.tsukui.net>
ホームページもご覧ください。

株式会社ケアホームなかお
～地域住民と共に笑顔の絶えない生活環境をめざして～

かおり はな
グループホーム香 デイサービス華

〒300-2505 常総市中妻町1023番地2
0297-23-3011

見学・無料体験、資料請求など
随時受付中です。
いつでもお尋ねください。
施設にはケアマネージャー、
介護福祉士、認知症ケア専門士が
在籍しています。
安心してお任せください。

ケアホームなかお

社会福祉法人東雲会 **よしの荘**
～その人らしい人生によりそって～

特別養護老人ホーム
従来型 多床室 26名 個室 24名
ユニット型 30名
短期入所生活介護 従来型 10名
デイサービスセンター 35名/日
居宅介護支援事業所
ケアハウス 15名
〒300-2502
常総市上蛇町1888-1
(吉野公園に隣接)
本館 Tel 0297-22-7716
Fax 0297-22-7176
新館 Tel 0297-20-2112
Fax 0297-22-7807
<http://www.yoshinosou.or.jp/>

デイサービス **ひまわり**
居宅介護支援事業所

無料体験受付中です。
見学の方もお待ちしております。

〒303-0006
常総市小山戸町28-1
TEL 0297-23-2801
FAX 0297-23-2802

ひまわり

福祉用具専門相談員が介護ベッドや車いす、お風呂のイスやポータブルトイレなどの福祉用具をご利用者様の身体・生活状況にあわせてご提案をさせていただきます。

必要に応じて住宅改修サービスその他の介護・福祉サービス等との組み合わせも含めてご検討させていただきます。

お気軽にお問合せください
電話受付 [平日・土曜日] 午前9時から午後6時
有限会社ケア・オフィス 常総市十花町446-1
TEL **0297-30-0063**

介護保険・障害福祉サービス

リーフホームヘルプステーション
デイサービス らくらく
居宅介護支援事業所 ころ

- 訪問介護
 - ①身体・生活等、身の回りの介護・支援
 - ②介護(福祉)タクシー・移動支援事業
 - ③有償サービスも可能!!
- デイサービス(地域密着型)
 - ①10人までの小規模型サービス
 - ②カラオケ・レクリエーション等楽しく実施!!
 - ③短時間サービス可能・無料体験受付中!!
- 居宅介護支援(ケアマネージャー)
 - ①常勤2名で行っています!!
 - ②利用者様・家族様に寄り添って計画します
- その他
 - ①住宅改修
 - ②環境整備(引っ越し・ゴミ撤去・除草剤散布・剪定)

お気軽にご相談ください
リーフ株式会社【常総市上蛇町8419】
(代表)0297-22-7332

社会福祉法人 日本キングス・ガーデン

一人一人によりそった介護、支援サービス

- ケアハウス 筑波キングス・ガーデン
常総市大生郷町1818-1 Tel 0297 (24) 7435
- 特別養護老人ホーム 筑波キングス・ガーデン
常総市大生郷町1818-2 Tel 0297 (24) 5139
- 居宅介護支援事業・訪問介護・介護タクシー
Tel 0297 (24) 5166
- 常総広域障害者支援施設 常総ふれあいの杜
常総市大生郷町1880 Tel 0297 (27) 5016
- 障がい者グループホーム・通所施設ハレルヤ
交流カフェ「ぶどうの木」
常総市大生郷町1876-1 Tel 0297 (24) 4550
- 守谷市障害者福祉センターひこうせん
守谷市板戸井1977-2 Tel 0297 (45) 9801

ショートステイ常総なごみ



ユニットケアで定員20名のショートステイです。
全個室になっており、ご本人のペースでゆったり過ごすことができます。

お問い合わせ
ショートステイ常総なごみ
常総市大輪町1045-1
TEL: 0297-44-7531
FAX: 0297-44-7532
お気軽にご相談ください



J A 常総ひかり
デイサービスセンター
ひまわり



顧客満足度の向上や
安全・安心を提供します。

常総市新石下4365番地
(石下総合福祉センター内)
TEL 0297-30-8175

～寄り添う介護を目指して～



○グループホーム
○デイサービス 『舞夢』
○居宅介護支援事業所

常総市古間木1054-4 ☎0297-30-8283
e-mail: grouphome-maimu@adagio.ocn.ne.jp
http://www.gh-maimu.com/

社会福祉法人 豊里園

特別養護老人ホーム美健荘
美健荘通所介護事業所
美健荘居宅介護支援事業所

理事長 松崎百合子 施設長 松崎良範

〒300-2645 つくば市上郷1438-3
TEL: 029-847-4194
FAX: 029-847-7664

アネステイケアステーション

● 訪問介護 ●

<p>身体介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食事介助 ◆ 入浴介助 ◆ 排泄介助 など 	<p>生活援助サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 掃除・洗濯 ◆ 食事準備 ◆ 移動介助 など
---	--

〒300-2711
常総市本豊田577番地1
☎ 0297-30-4755



デイサービス 紫峰

地域密着型通所介護
(随時、無料体験可)

常総市国生1314番地1
TEL: 0297-43-9257
FAX: 0297-43-0047

つくば長寿の郷

～心豊かに穏やかに安心して過ごして頂きたい～

- 介護付き有料老人ホーム (個室 61 室)
- グループホーム (2ユニット 18 室)
- ショートステイ (従来型個室 11 室)




【住所】常総市大沢 1994-6
【TEL】0297-30-8801
【FAX】0297-30-8802
<http://tsukuba-choju.jp/>
※お気軽にお問い合わせ下さい。

介護職員募集中!